

感染症ER棟CT装置保守点検業務 質問への回答

No.	質問内容	回答
1	<p>質問1. 公布された資料「感染症ER棟CT装置 保守点検業務 仕様書」3 保守料算出条件について資料における「月間平均検査件数を200件と想定して」という記載に基づき、保守契約内容の設定を検討致します。具体的には、保守ご契約内容の設定としまして、月間検査件数〇〇件を上限とし、この範囲内での保守点検業務サービスのご提供となります。「月間平均検査件数を200件と想定して」に基づき、月間検査件数200件を上限とした保守プランを適用とした場合、月間検査件数が200件以下の場合、保守プランが適用されることと理解いたします。月間検査件数200件を超えた場合、その時点で保守契約プランの変更をしていただけないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>以上。</p>	<p>「月間平均検査件数を200件と想定して」と記載しておりますので200件は「上限」ではありません。</p> <p>従いまして、月間検査件数200件を上限と設定することは想定しておりません。</p> <p>保守契約プランは月間平均検査件数に基づき契約期間ごとに見直しを行います。</p>